2022年2月吉日

日本広告業協会　会員各位

経済産業省商務情報政策局コンテンツ産業課

「パートナーシップによる価値創造のための転嫁円滑化施策パッケージ」の

実施に向けたアンケートご協力のお願い

政府は、新しい資本主義の考え方に基づき、成長の分配の好循環の形成に取り組んでいます。我が国企業の持続的成長を図るためには、取引先とのパートナーシップの構築を進めることで、長期的な企業価値を最大化することが必要です。

現在、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、製造業などは、コロナ前の水準又はそれ以上に回復する一方で、悪影響が続いている業種もあり、業績回復に差が生じております。このため、令和３年１２月２７日(月)に、政府は、中小企業が労務費・原材料費・エネルギーコストの上昇分を適切に転嫁できるよう、「パートナーシップによる価値創造のための転嫁円滑化施策パッケージ」（内閣官房・消費者庁・厚生労働省・経済産業省・国土交通省・公正取引委員会。以下「転嫁円滑化施策パッケージ」という。）を取りまとめました。

　その後，日銀の昨年１２月の企業物価指数は前年同月比８．５%上昇となるなど，仕入物価の大きな上昇が見られます。今後，春先の売値に順次反映されていくことが見込まれますが，足元では，帝国データバンクの調査（１月公表）で、仕入単価が上昇した企業が６４．２%，仕入単価が上昇したにもかかわらず販売価格への価格転嫁ができていない企業が５４．２%となっており、今後、中小企業・下請企業が価格転嫁できないようなことにならないよう、留意していくことが必要です。

　こうした状況を踏まえ、労務費・原材料費・エネルギーコストの上昇分の価格転嫁の状況の実態把握のため、本アンケートを実施させていただきます。

ご回答いただいた内容は今後の転嫁円滑化施策パッケージの取組の参考とさせていただきます。

お忙しいところ大変恐縮ですが、何卒ご協力の程よろしくお願い致します。

アンケート

調査対象時期：本調査は令和３年１０月以降（下期）までの状況につきお尋ねします。

# **Ⅰ．回答企業の基礎情報（共通）**

## 貴社自身の取引上の地位に最も近いものをお答えください。　【単一回答】

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| [ ]  元請け | [ ]  １次下請 | [ ]  ２次下請 |
| [ ]  ３次下請 | [ ]  ４次下請より川上の下請 |  |

## 貴社の資本金をお答えください。　【単一回答】

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| [ ]  1,000万円以下 | [ ]  1,000万円超5,000万円以下 | [ ]  5,000万円超3億円以下 |
| [ ]  3億円超10億円以下 | [ ]  10億円超100億円以下 | [ ]  100億円超 |

## 貴社の従業員数をお答えください。　【単一回答】

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| [ ]  5人以下 | [ ]  5人超20人以下 | [ ]  20人超50人以下 |
| [ ]  50人超100人以下 | [ ]  100人超300人以下 | [ ]  300人超1,000人以下 |
| [ ]  1,000人超1万人以下 | [ ]  1万人超 |  |

## 貴社の昨年度の売上高をお答えください。　【単一回答】

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| [ ]  1億円以下 | [ ]  1億円超10億円以下 | [ ]  10億円超100億円以下 |
| [ ]  100億円超1,000億円以下 | [ ]  1,000億円超 |  |

**Ⅱ．価格転嫁の状況（受注者側）**

**受注者側の立場として、取引先との関係についてお伺いします。該当しない場合は記入せず、Ⅲ．価格転嫁の状況（発注者側）にお進みください。**

## **設問1.**貴社の取引先（発注側企業）において、原価低減要請の方法について、口頭での要請等、振興基準（別紙参照）に記載された望ましくない事例を行わないことが徹底されていますか。　【各項目単一回答】

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 受注側の立場 | [ ]  実施済 | [ ]  実施中 | [ ]  未実施 |

## 貴社の取引先（発注側企業）は、労務費の上昇に伴う取引対価の見直しの要請を受けた場合には、十分に協議することが徹底されていますか。　【各項目単一回答】

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 受注側の立場 | [ ]  実施済 | [ ]  実施中 | [ ]  未実施 |

## 2021年度（下期）に適用する単価の決定・改定にあたり、十分な協議を実施しましたか。

【各項目単一回答】

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 受注側の立場 | [ ]  実施済 | [ ]  一部実施 | [ ]  未実施 |

*※設問３．で、「実施済」「一部実施」を選択した場合のみ、設問４．をお答えください。該当しない場合は、設問６へ。*

## 2021年度（下期）に適用する単価の決定・改定にあたり、反映できたと考える項目をお答えください。　【各項目単一回答】

|  |
| --- |
| 受注側の立場 |
| 1. 最低賃金や人手不足等を理由とした労務費の変動
 |
| [ ]  概ね反映できた | [ ]  一部反映できた | [ ]  あまり反映できなかった | [ ]  該当なし |
| 1. 原材料価格の変動
 |
| [ ]  概ね反映できた | [ ]  一部反映できた | [ ]  あまり反映できなかった | [ ]  該当なし |
| 1. 電気料金や燃料費などのエネルギー価格の変動
 |
| [ ]  概ね反映できた | [ ]  一部反映できた | [ ]  あまり反映できなかった | [ ]  該当なし |

*※設問４．で、「一部反映できた」「あまり反映できなかった」を選択した場合のみ、設問５．をお答えください。該当しない場合は、設問６．へ。*

## 設問３．で、「一部反映できた」や「あまり反映できなかった」主な理由をお答えください。

 【各項目単一回答】

|  |
| --- |
| 受注側の立場 |
| 1. 最低賃金や人手不足を理由とした労務費の変動
 |
| [ ]  発注側事業者と協議をしたが、十分な結果が得られなかった[ ]  発注側事業者に要請したが、協議をしてもらえなかった[ ]  発注側事業者に要請しなかった[ ]  その他（ ） |
| 1. 原材料価格の変動
 |
| [ ]  発注側事業者と協議をしたが、十分な結果が得られなかった[ ]  発注側事業者に要請したが、協議をしてもらえなかった[ ]  発注側事業者に要請しなかった[ ]  その他（ ） |
| 1. 電気料金や燃料費などのエネルギー価格の変動
 |
| [ ]  発注側事業者と協議をしたが、十分な結果が得られなかった[ ]  発注側事業者に要請したが、協議をしてもらえなかった[ ]  発注側事業者に要請しなかった[ ]  その他（ ） |

## 取引対価の決定にあたって、より円滑な協議を行うための課題をお答えください。

 【複数回答可】

|  |
| --- |
| 受注側の立場 |
| [ ]  実効的なルールやマニュアルの策定、明確化 |
| [ ]  ルールやマニュアルの浸透、運用の徹底 |
| [ ]  発注側企業の理解 |
| [ ]  発注側企業の調達担当者等の知識の向上 |
| [ ]  貴社の営業担当者の交渉力や説明能力の向上 |
| [ ]  双方が納得できる根拠のとり方 |
| [ ]  第三者的な調整の仕組み |
| [ ]  協議記録の保存 |
| [ ]  その他（ ） |
| [ ]  課題なし |

※「実施済」、「実施中」、「未実施」の程度について

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 実施済（80～100%） | 実施中（40～80%） | 未実施（0～40%） |
| 社内での周知・浸透や業務の仕組みづくりが十分に進んでおり、実行できている。 | 社内での周知・浸透や業務の仕組みづくりを進めているところである、あるいは準備しているところであるが、実行できているのは一部に留まっている。 | 社内での周知・浸透や業務の仕組みづくりが十分に進んでいない。 |

**Ⅲ．価格転嫁の状況（発注者側）**

**発注者側の立場として下請先の会社との関係についてお伺いします。**

## 貴社は、原価低減要請の方法について、口頭での要請等、振興基準（別紙参照）に記載された望ましくない事例を行わないことを徹底していますか。【各項目単一回答】

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 発注側の立場 | [ ]  実施済 | [ ]  実施中　 | [ ]  未実施 |

*※設問１．において 「実施中」「未実施」を選択した場合のみ、設問２．をお答えください。該当しない場合は、設問３．へ。*

## 設問１．の「発注側の立場」で、「実施中」や「未実施」の主な理由をお答えください。

 【複数回答可】

[ ]  社内の合意が難しいため

[ ]  実施・徹底のための具体的な手法が分からないため

[ ]  貴社が発注側となる取引において、受注側事業者からの改善が進んでいないため

[ ]  その他（ ）

## 貴社は、取引先から、労務費の上昇に伴う取引対価の見直しの要請があった場合には、十分に協議することを徹底していますか。【各項目単一回答】

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 発注側の立場 | [ ]  実施済 | [ ]  実施中  | [ ]  未実施  |

*※設問３．において「実施中」「未実施」を選択した場合のみ、設問４．をお答えください。該当しない場合は、設問５．へ。*

## 設問３．で、「実施中」や「未実施」の主な理由をお答えください。

 【複数回答可】

[ ]  社内の合意が難しいため

[ ]  実施・徹底のための具体的な手法が分からないため

[ ]  貴社が発注側となる取引において、受注側事業者からの改善が進んでいないため

[ ]  その他（ ）

## 2021年度（下期）に適用する単価の決定・改定にあたり、十分な協議を実施しましたか。

【各項目単一回答】

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 発注側の立場 | [ ]  実施済 | [ ]  一部実施 | [ ]  未実施 |

*※設問５．で、「実施済」「一部実施」を選択した場合のみ、設問６．をお答えください。該当しない場合は設問８へ。*

## 2021年度（下期）に適用する単価の決定・改定にあたり、反映できたと考える項目をお答えください。　【各項目単一回答】

|  |
| --- |
| 発注側の立場 |
| 1. 最低賃金や人手不足等を理由とした労務費の変動
 |
| [ ]  概ね反映できた | [ ]  一部反映できた | [ ]  あまり反映できなかった | [ ]  該当なし |
| 1. 原材料価格の変動
 |
| [ ]  概ね反映できた | [ ]  一部反映できた | [ ]  あまり反映できなかった | [ ]  該当なし |
| 1. 電気料金や燃料費などのエネルギー価格の変動
 |
| [ ]  概ね反映できた | [ ]  一部反映できた | [ ]  あまり反映できなかった | [ ]  該当なし |

*※設問６において、「一部反映できた」「あまり反映できなかった」を選択した場合のみ、設問７をお答えください。該当しない場合は、設問８へ。*

## 設問６．で、「一部反映できた」や「あまり反映できなかった」主な理由をお答えください。

 【各項目単一回答】

|  |
| --- |
| 発注側の立場 |
| 1. 最低賃金や人手不足を理由とした労務費の変動
 |
| [ ]  受注側事業者と協議をしたが、応じられなかった[ ]  受注側事業者から要請されたが、協議をしなかった[ ]  受注側事業者から要請されなかった[ ]  その他（ ） |
| 1. 原材料価格の変動
 |
| [ ]  受注側事業者と協議をしたが、応じられなかった[ ]  受注側事業者から要請されたが、協議をしなかった[ ]  受注側事業者から要請されなかった[ ]  その他（ ） |
| 1. 電気料金や燃料費などのエネルギー価格の変動
 |
| [ ]  受注側事業者と協議をしたが、応じられなかった[ ]  受注側事業者から要請されたが、協議をしなかった[ ]  受注側事業者から要請されなかった[ ]  その他（ ） |

## 取引対価の決定にあたって、より円滑な協議を行うための課題をお答えください。

 【複数回答可】

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 発注側の立場 | [ ]  発注側の立場にある | [ ]  発注側の立場にない |
| [ ]  実効的なルールやマニュアルの策定、明確化 |
| [ ]  ルールやマニュアルの浸透、運用の徹底 |
| [ ]  受注側企業の理解 |
| [ ]  貴社の調達担当者等の知識の向上 |
| [ ]  受注側企業の営業担当者の交渉力や説明能力の向上 |
| [ ]  双方が納得できる根拠のとり方 |
| [ ]  第三者的な調整の仕組み |
| [ ]  協議記録の保存 |
| [ ]  その他（ ） |
| [ ]  課題なし |

※「実施済」、「実施中」、「未実施」の程度について

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 実施済（80～100%） | 実施中（40～80%） | 未実施（0～40%） |
| 社内での周知・浸透や業務の仕組みづくりが十分に進んでおり、実行できている。 | 社内での周知・浸透や業務の仕組みづくりを進めているところである、あるいは準備しているところであるが、実行できているのは一部に留まっている。 | 社内での周知・浸透や業務の仕組みづくりが十分に進んでいない。 |

**Ⅳ．価格転嫁を進めていく上での課題（受注者側）**

**受注者側の立場として、価格転嫁に関する課題等についてお伺いします。Ⅱ．価格転嫁の状況（受注者側）についてご回答いただきました場合、以下ご記載ください。**

**設問１．**労務費，原材料費，エネルギーコストの上昇を理由とした価格転嫁について，「発注側事業者と協議をしたが，十分な結果が得られなかった」，「発注側事業者に要請したが，協議をしてもらえなかった」といったケースがある場合，発注側の業種を下欄にご記入ください。

|  |
| --- |
| （自由記載） |

**設問２．**労務費，原材料費，エネルギーコストの上昇を理由とした価格転嫁について，「発注側事業者と協議をしたが，十分な結果が得られなかった」，「発注側事業者に要請したが，協議をしてもらえなかった」といったケースがある場合，具体的な問題事例について情報提供していただけるときは，下欄にご記入ください。

|  |
| --- |
| （自由記載） |

○下請中小企業振興法（昭和45年法律第145号）（抄）

別紙

　（振興基準）

第三条　経済産業大臣は、下請中小企業の振興を図るため下請事業者及び親事業者のよるべき一般的な基準（以下「振興基準」という。）を定めなければならない。

（指導及び助言）

第四条　主務大臣は、下請中小企業の振興を図るため必要があると認めるときは、下請事業者又は親事業者に対し、振興基準に定める事項について指導及び助言を行なうものとする。

○振興基準（令和３年８月２日経済産業省告示第171号）（抄）

第４　対価の決定の方法、納品の検査の方法その他取引条件の改善に関する事項

１）　対価の決定の方法の改善

　⑴　取引対価は、品質、数量、納期の長短、納入頻度の多寡、代金の支払方法、原材料費、労務費、運送費、保管費等諸経費、市価の動向等の要素を考慮した合理的な算定方式に基づき、下請中小企業の適正な利益を含み、労働時間短縮等労働条件の改善が可能となるよう、下請事業者及び親事業者が十分に協議して決定するものとする。

　⑵　親事業者と下請事業者双方が協力して、継続的な競争力を確保するため、 現場の生産性改善などに取り組む原価低減活動を行う場合、当該活動後の取引対価は、その原価低減の効果に係る双方の寄与度に応じて、合理的に設定されなければならない。

　　〔取引対価への反映に関する望ましくない事例〕

　　　①　コスト削減効果を十分に確認しないで取引対価への反映を押し付けること。

　　　②　下請事業者側の努力によるコスト削減効果を一方的に取引対価へ反映すること。

　⑶　親事業者は、下請代金支払遅延等防止法に関する運用基準（平成15年公正取引委員会事務総長通達第18号）に記載されている「一律一定率の単価引下げによる買いたたき」、「合理性のない定期的な原価低減要請による買いたたき」、「下請代金を据え置くことによる買いたたき（円高や景気悪化を理由とした一時的な下請代金の引下げ協力要請関係）」等の違反事例など、下請法で禁止する買いたたきを行わないことを徹底していくものとする。

　⑷　親事業者は、原価低減要請（原価低減を求める見積もりや提案の提出要請を含む。）を行うに当たっては、以下に掲げる行為をはじめ、客観的な経済合理性や十分な協議手続を欠く要請と受け止められることがないようにする。

　　〔原価低減要請に関する望ましくない事例〕

　　　①　具体的な根拠を明確にせずに、原価低減要請を行うこと。

　　　②　目標数値のみを提示しての原価低減要請、見積もりや提案要請をすること。

　　　③　原価低減要請に応じることを発注継続の前提と示唆して、事実上、原価低減を押し付けること。

　　　④　文書や記録を残さずに原価低減要請を行うことや、口頭で削減幅などを示唆したうえで、下請事業者から見積書の提出を求めること。

　⑸　親事業者は、下請事業者から労務費の上昇に伴う取引対価の見直しの要請があった場合には、協議に応じるものとする。特に、人手不足や最低賃金（家内労働法（昭和45年法律第60号）に規定する最低工賃を含む。）の引上げに伴う労務費の上昇など、外的要因により下請事業者の労務費の上昇があった場合には、その影響を加味して親事業者及び下請事業者が十分に協議した上で取引対価を決定するものとする。

　⑹　取引対価の決定の際、親事業者及び下請事業者は、取引の対象となる物品等に係る特許権、著作権等知的財産権の帰属及び二次利用に対する対価、当該物品等の製造等を行う過程で生じた財産的価値を有する物品等や技術に係る知的財産権の帰属及び二次利用に対する対価についても十分考慮するものとする。

　⑺　第１号の協議は、下請事業者が作成する見積書に基づき継続的な発注に係る物品等については少なくとも定期的に、その他の物品等については発注の都度行うものとする。また、材料費の大幅な変更等経済情勢の変化や発注内容の変更に応じ、対価について随時再協議を行うものとする。

　⑻　取引対価の協議の記録については、両事業者において保存するものとする。

第８　下請取引の機会の創出の促進その他下請中小企業の振興のため必要な事項

５）　取引上の問題を申し出しやすい環境の整備

　　下請事業者は、取引上の問題があっても、取引への影響を考慮して言い出すことができない場合も多い。親事業者は、こうした実情を十分に踏まえ、下請事業者が取引条件について不満や問題を抱えていないか、自ら聞き取るなど、下請事業者が申出をしやすい環境の整備に努めるものとし、年に１回の価格交渉等の下請事業者による定期的な協議の申出があった場合には、これに応じるものとする。また、調達担当部署とは異なる第三者的立場の相談窓口を設置し、匿名性を確保しつつ、窓口情報を定期的に下請事業者に通知する等により、申告しやすい環境を整備するよう努めるものとする。